審査会回答第17号 平成21年12月21日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について (回答)

平成20年5月16日付け市第370号による意見照会について、下記のとおり回答します。

記

第1 事案名

意見照会第15号

平成20年5月1日付けで異議申立人から提起された、平成20年4月17日付け市第162号で行った開示請求却下処分(以下「本件処分1」という。)、平成20年4月21日付け市第192号で行った開示請求却下処分(以下「本件処分2」という。)、平成20年4月24日付け市第221号で行った開示請求却下処分(以下「本件処分3」という。)及び平成20年4月28日付け市第259号で行った開示請求却下処分(以下「本件処分4」といい、「本件処分1」から「本件処分4」までを併せて以下「本件処分」という。)に係る異議申立てに対する決定について

第2 回答内容

1 結論

千葉県知事(以下「実施機関」という。)が行った本件処分は妥当である。

- 2 理由
- (1) 本件処分1について
 - ア 本件処分1に係る開示請求(以下「本件請求1」という。)における行政文書開示請求書(以下「本件請求書1」という。)の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄の記載は、「別紙に記載」というものであり、本件請求書1に添付された別紙に「1、鋸南町の一般会計、国保会計の地方財政法7条違反と粉飾決算についてわかる一切の書類(放置していた県職員が誰かわかる書類含む) 2、上記1、に関して、千葉県が地方自治法に基づく助言をしたことがわかる一切の書類(同法に基づく勧告も含む) 3、上記1、の不法行為に関して、千葉県が国に報告したことがわかる一切の書類 4、鋸南町の不法行為を隠すため、行政文書開示請求を却下したことがわかる一切の書類(関与していた県職員が誰かわかる書類含む)5、上記1、の不法行為がいつまでに解消するのかがわかる一切の書類 6、平成

20年2月25日付鋸監第4号「鋸南町職員措置請求に基づく監査結果について (通知)」の「第5 監査の結果」の記述で誤っていることがわかる一切の書類 7、 鋸南町が国保法72条の4の「療養給付費等交付金」を「療養給付費交付金」として、同町の国保会計の予算書、決算書に記載し、不法行為を隠してきたことがわかる一切の書類 8、H20、1、30付行政文書開示請求書に関する処分に係る一切の書類」と記載されている。

イ 実施機関は、本件請求1のうち「8、H20、1、30付行政文書開示請求書に 関する処分に係る一切の書類」の部分については、平成20年3月31日付けで行 政文書部分開示決定を行ったが、当該部分以外の部分については、本件請求書1の 内容からは請求に係る行政文書を特定することができないと判断し、平成20年3 月31日付け市第6437号で異議申立人に対し補正を求めた。

しかし、異議申立人から当該補正の求めに対する回答がなかったので、実施機関は、本件請求書1には請求に係る行政文書を特定するに足りる具体的な記載はされておらず、形式上の不備があると判断し、本件処分1を行った。

ウ 当審査会で、異議申立人から提出された本件請求書1を確認したところ、本件請求1は、鋸南町の会計に地方財政法(昭和23年法律第109号)違反などの不法行為があるといった実施機関では事実かどうか確認していない異議申立人の主観に基づく主張を前提とした開示請求であると認められ、千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。)第7条第1項第4号に規定する「行政文書の件名その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の記載は認められないとする実施機関の説明は首肯できる。

(2) 本件処分2について

- ア 本件処分2に係る開示請求(以下「本件請求2」という。)における行政文書開示請求書(以下「本件請求書2」という。)の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄の記載は、「安房郡鋸南町が粉飾決算して勝山小学校を建て替えていることに関する一切の書類(詳細の補足説明を別紙に記載:別紙「粉飾決算して勝山小学校を建て替え(A4×1枚)添付)」というものであり、別紙として「粉飾決算して勝山小学校を建て替え」と題する文書が添付されていた。
- イ 実施機関は、本件請求書2の内容からは本件請求2に係る行政文書を特定することができないと判断し、平成20年4月11日付け政法第106号で異議申立人に対し補正を求めたところ、平成20年4月14日付けで回答書(以下「本件回答書1」という。)が送付された。
- ウ 本件回答書1に記載された内容は「以下の補足説明を追加する。『1、国に相談して下さい。2、千葉県知事堂本暁子様に各担当課長は相談して下さい。3、勝山小学校の建築確認について(建築確認済とした疑義)(1)改築する校舎の下の岩磐は泥岩である。泥岩は水を含まなければ硬いが、帯水層を貫通した支持杭に沿っ

て帯水層の水分が岩盤とつながり岩盤は軟かくなり、この岩盤の上に校舎は建てられない。又、追加の16ヶ所のボーリングは、途中の地質を素堀りとして帯水層について不明である。58本の支持杭は1ヶ所に2本のところが2つあるから、56ヶ所の支持杭の位置でのボーリング調査が必要だが、きちんとされていない。(2)岩盤が当初の6ヶ所のボーリング調査で、校舎は、東西方向に長いが、校舎の東側では南から北方向に岩盤が傾き、校舎の西側では逆に北から南方向に岩盤が傾いていたことがわかっているのに問題ないとしていた。その後の追加のボーリング調査で岩盤の不規則な凸凹が明らかとなっても、追加の16ヶ所のボーリング調査でおいとしている。不規則な凸凹は不明のままである。(3)追加のボーリング調査で③と⑪の位置は泥岩層に硬い部分と軟かい部分があることから、すべての位置でのボーリング調査が必要なのに変更の建築確認をした。」というものであり、平成20年2月25日付け鋸監第4号による「鋸南町職員措置請求に基づく監査結果について(通知)」などの文書が添付されていた。

実施機関は、本件回答書1及びその添付書類には本件請求2に係る行政文書を特定するに足りる具体的な記載はされておらず、形式上の不備は解消されていないと判断し、本件処分2を行った。

エ 当審査会で、異議申立人から提出された本件請求書2並びに本件回答書1及びその添付書類を確認したところ、本件請求2は、鋸南町が粉飾決算しているといった実施機関では事実かどうか確認していない異議申立人の主観に基づく主張を前提とした開示請求であると認められ、本件回答書1及びその添付書類によっても、条例第7条第1項第4号に規定する「行政文書の件名その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の記載は認められないとする実施機関の説明は首肯できる。

(3) 本件処分3について

ア 本件処分3に係る開示請求(以下「本件請求3」という。)における行政文書開示請求書(以下「本件請求書3」という。)の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄の記載は、「H20、3、18付行政文書開示請求書(受付1249番)の記載内容と同じ(H20、3、19以降が対象)(千葉県知事が補助金適化法の情を通じた者にならないことがわかる書類含む)」というものである。

なお「H20、3、18付行政文書開示請求書(受付1249番)」とは、本件 請求書2である。

- イ 実施機関は、本件請求書3の内容からは本件請求3に係る行政文書を特定することができないと判断し、平成20年4月15日付け政法第117号で異議申立人に対し補正を求めたところ、平成20年4月16日付けで回答書(以下「本件回答書2」という。)が送付された。
- ウ 本件回答書2に記載された内容は「1、H20、3、18付をH20、3、18

付受付1249番を添付資料として追加します。2、H20、4、14付回答書 (H20、4、11付政法106号の補正要求への回答)を添付資料として追加します。」 というものであり、本件請求書2及び本件回答書1が添付されていた。

実施機関は、本件回答書2及びその添付書類には本件請求3に係る行政文書を特定するに足りる具体的な記載はされておらず、形式上の不備は解消されていないと判断し、本件処分3を行った。

エ 当審査会で、異議申立人から提出された本件請求書3並びに本件回答書2及びその添付書類を確認したところ、本件請求3は、鋸南町が粉飾決算しているといった 実施機関では事実かどうか確認していない異議申立人の主観に基づく主張を前提 とした開示請求であると認められ、本件回答書2及びその添付書類によっても、条 例第7条第1項第4号に規定する「行政文書の件名その他の開示請求に係る行政文 書を特定するに足りる事項」の記載は認められないとする実施機関の説明は首肯で きる。

(4) 本件処分4について

- ア 本件処分4に係る開示請求(以下「本件請求4」という。)における行政文書開示請求書(以下「本件請求書4」という。)の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄の記載は、「鋸南町が平成11年度以降続いている国保会計の粉飾決算を今月の同町議会で粉飾を続ける補正予算を可決していることに対して千葉県職員が黙認するのが、同町勝山小建設事業の過疎債許可取消しをしないことになり、同事業の国庫補助の取消しがないようにしているのと同じであるが、補助金適化法の情を通じた者とならないことがわかる一切の書類(上記補正予算書抜粋A4×2枚添付)」というものであり、「平成19年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」と題する文書が添付されていた。
- イ 実施機関は、本件請求書4の内容からは本件請求4に係る行政文書を特定することができないと判断し、平成20年4月8日付け市第41号で異議申立人に対し補正を求めたが、異議申立人から回答がなかったので、本件請求書4には請求に係る行政文書を特定するに足りる具体的な記載はされておらず、形式上の不備があると判断し、本件処分4を行った。
- ウ 当審査会で、異議申立人から提出された本件請求書4を確認したところ、本件請求4は、鋸南町の国民健康保険特別会計が粉飾決算であるといった実施機関では事実かどうか確認していない異議申立人の主観に基づく主張を前提とした開示請求であると認められ、条例第7条第1項第4号に規定する「行政文書の件名その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の記載は認められないとする実施機関の説明は首肯できる。
- (5) したがって、本件処分は妥当である。